

(別紙)

傍聴される方へ

中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会(第3回)を傍聴される方は、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は退場していただくことがあります。

- ・傍聴券を持っていない方や代理人の傍聴は認められません。
- ・事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- ・静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- ・審議中に、カメラ撮りをすることはできません(報道関係者によるカメラ撮りは冒頭のみ可。)
- ・携帯電話等の電源は呼び出し音が出ないようにしてください。
- ・会議の開始前後を問わず、会議場内において、委員等に対して抗議又は陳情等はお断りします。
- ・その他、職員の指示に従うようお願いいたします。